○騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

「 平成 2 4 年 3 月 3 0 日 告 示 第 3 1 号]

騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域、法律第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号及び法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号。以下「省令」という。)別表備考に規定する区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

(騒音の規制地域及び区域の区分)

1 法第3条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域(以下「指定地域」という。)は、東海市全域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。)とし、その区分は、次のとおりとする。

区域の区分		指定地域			
第1種区域		第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1			
		種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域			
第2種区域		第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域			
第3種区域	1	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域			
	2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域			
第4種区域		工業地域			

備考 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第 1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第 2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業 地域とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいい、都市計画区 域で用途地域の定められていない地域とは同法第5条第1項、第2項又は第 4項の規定により指定された区域であって、同法第8条第1項第1号に規定 する用途地域に定められていない地域をいう。

(特定工場等において発生する騒音の規制基準)

2 法第4条第1項に規定する指定地域内における指定工場等において発生する騒音 の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分		昼間	朝夕	夜間
		午前8時から午後	午前6時から午後	午後10時から翌
		7時まで	8時まで	日の午前6時まで
			午後7時から午後	
区域の区分			10時まで	
第1種区域		45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	1	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	2	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域		70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 第3種区域内及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内(アの適用を受ける区域を除く。)における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。(アの適用を受ける区域は除く。)

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域)

- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に該当する区域は、指定地域のうち次に掲げる区域とする。
 - (1) 第1種区域、第2種区域及び第3種区域

(2) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

(自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分)

- 4 省令別表備考に規定する区域の区分は、次のとおりとする。
 - (1) a 区域 第1項に定める第1種区域
 - (2) b 区域 第1項に定める第2種区域及び第3種区域の2の区域
 - (3) c 区域 第1項に定める第3種区域の1の区域及び第4種区域